

茨城県立竹園高等学校 P T A 会則

第 1 章 名 称

第 1 条 本会は茨城県立竹園高等学校 P T A と称し、本部を茨城県立竹園高等学校に置く。

第 2 章 目 的

第 2 条 本会は保護者・学校および一般との協力を緊密にし、かつ、本校教育の充実振興を助成することを目的とする。

第 3 章 事 業

第 3 条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 学校と家庭および一般社会との協力に関する事項。
- 2 教育的環境の整備充実に関する事項。
- 3 生徒の福利厚生と会員の研修助成。
- 4 その他必要な事項。

第 4 章 方 針

第 4 条 本会は、教育を本旨とする民主的団体として活動し、本会の事業以外の活動を目的とする団体および事業には全く関係しない。

第 5 章 会 員

第 5 条 本会の会員は、本校生徒の保護者および本校職員をもって正会員とし、本会の趣旨に賛成する者を賛助会員とする。

第 6 章 本 部 役 員

第 6 条 本会の本部役員は次のとおりとする。

- | | | |
|---|-------|-----------------|
| 1 | 会 長 | 1 名 (P) |
| 2 | 副 会 長 | 4 名 (P 3、T 1) |
| 3 | 書 記 | 5 名 (P 3、T 2) |
| 4 | 会 計 | 5 名 (P 3、T 2) |
| 5 | 会計監査 | 2 名 (P 2) |

役員任期は 1 カ年とし、重任を妨げない。

第 7 条 本部役員の仕事は次のとおりとする。

- 1 会長は本会を代表し、会務をつかさどる。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその仕事を代行する。
- 3 書記は会務を処理する。
- 4 会計は会計事務を処理する。
- 5 会計監査は会計を監査する。

第 8 条 本部役員の選出は次のとおりとする。

- 1 本部役員及び専門委員選出のための選考委員会をもうける。
- 2 選考委員会は各支部から若干名ずつ選出し、これに教職員若干名を加えたもので構成する。
- 3 選考委員会は支部 P T A から推薦された者の他に本部役員候補対象者を推薦することができる。
- 4 選考委員会は役員候補者を選考し、総会において決定する。

第 9 条 本会は評議員会の推薦する顧問を置くことができる。

第 7 章 総 会

第 10 条 本会は毎年 1 回定期総会を開き、次の事項を行う。

- 1 会務の報告
- 2 予算・決算の決定、承認
- 3 会則の改正
- 4 役員決定
- 5 その他必要事項

第 11 条 総会は会員の過半数をもって成立し、出席会員の過半数の同意によって議決する。
なお、会長への委任状提出者は出席とみなす。

第 12 条 評議員会が必要と認められた場合または会員の 5 分の 1 以上の要求があった場合には、会長は臨時総会を招集しなければならない。

第 8 章 評 議 員 会

第 13 条 評議員会は本会の本部役員（会長、副会長、書記、会計ただし監査を除く）、各種委員長、各支部長によって構成され、会長がこれを招集する。

第 14 条 評議員会の任務は次のとおりとする。

- 1 総会に提出する事業計画ならびに予算案等の作成
- 2 会務上必要な議案の応急処理
- 3 その他必要事項

第 9 章 委 員 会

第 15 条 本会は次の専門委員会を常置し、必要に応じて他の専門委員会を設けることができる。

- 1 生徒指導委員会
- 2 セミナー委員会
- 3 広報委員会

第 16 条 委員会は、支部から選出され、選考委員会によって選出された委員をもって構成される。委員のなかから委員長 1 名を選出する。委員の任期は 1 力年とし、重任は妨げない。

ただし、生徒指導委員は各支部別に選出する。

第 17 条 委員会は委員長が必要に応じて、これを招集し、次の活動を行う。

- 1 生徒指導委員会は、生徒の校外生活指導に関する事項
- 2 セミナー委員会は、生徒及び会員相互の研修事業の企画運営に関する事項
- 3 広報委員会は、PTA 新聞の発行その他広報に関する事項

第 10 章 会 計

第 18 条 本会の経費は入会金・会費・寄付金その他の収入をもってこれにあてる。

- 1 正会員は入会時に 11,000 円の入会金を納入する。
- 2 正会員の PTA 会費は月額 400 円とする。
- 3 賛助会員は月額 1,000 円以上とする。

第 19 条 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 20 条 本会の予算及び決算は、評議員会において作成し、総会において承認を得るものとする。

第 11 章 支 部 P T A

- 第 2 1 条 支部 P T A は別表に定める地域区分ごとに構成され、その会則は本会に準じて定めることができる。なお、地域区分については、会長及び当該支部長等で協議し、本部役員会の承認を得て改変することができる。
- 第 2 2 条 支部 P T A は必要に応じて開き、支部の運営ならびに本会の目的達成上、支部特有の事項を協議する。
- 第 2 3 条 支部 P T A は、支部長 1 名、副支部長若干名、生徒指導委員若干名を選出する。任期は 1 カ年とし重任は妨げない。
- 第 2 4 条 支部 P T A は、本部役員候補対象者、セミナー委員候補者、広報委員候補者、を選考委員会に推薦する。原則として、会員 30 名当たり 1 名を推薦するものとし、複数名推薦の場合、うち 1 名は新入生保護者とする。

【 付 則 】

- 1 本会の会則は総会の議決を経なければ変更することはできない。
- 2 学年 P T A は別に定める。
- 3 本会の会則は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 昭和 55 年 4 月 1 日 会則第 6 条・第 18 条・第 23 条の一部改正。
- 5 昭和 56 年 4 月 1 日 会則第 6 条の一部改正。
- 6 昭和 59 年 4 月 1 日 会則第 6 条・第 7 条の一部改正。
- 7 昭和 60 年 4 月 1 日 会則第 15 条・第 17 条の一部改正。
- 8 昭和 62 年 4 月 1 日 会則第 18 条及び付表の一部改正。
- 9 平成 2 年 4 月 1 日 会則第 21 条及び別表の一部改正。
- 10 平成 3 年 4 月 1 日 別表の一部改正。
- 11 平成 4 年 4 月 1 日 会則第 18 条及び付則の一部改正。
- 12 平成 6 年 4 月 1 日 会則第 18 条及び 21 条の付則・別表の一部
- 13 平成 7 年 4 月 1 日 別表の一部改正。
- 14 平成 8 年 4 月 1 日 徴収金の一部改正。
- 15 平成 9 年 4 月 1 日 会則第 15 条・第 17 条の一部改正。
- 16 平成 10 年 4 月 1 日 会則第 15 条第 2 項及び第 17 条第 2 項の一部改正。
会則第 21 条の別表の一部改正。
- 17 平成 11 年 5 月 22 日 徴収金（後援費）の一部改正（値下げ）。
付表の改正（転退職餞別金の減額）。
- 18 平成 13 年 5 月 26 日 付表の改正（転退職餞別金の廃止）。
- 19 平成 14 年 5 月 25 日 徴収金（後援費）の一部改正（値下げ）。
- 20 平成 15 年 5 月 17 日 慶弔費会計執行変更及び付表の一部改正。
- 21 平成 18 年 4 月 1 日 徴収金の一部改正（普通教室空調設備費の新設）
- 22 平成 18 年 5 月 13 日 第 21 条及び付表の一部改正。
- 23 平成 18 年 12 月 15 日 第 8 条，第 16 条，第 21 条の一部改正と第 24 条追加
- 24 平成 19 年 5 月 19 日 徴収金の（普通教室空調費）の一部改正

竹園高等学校 P T A 徴収金

- | | | | |
|---|------------|----|-------------------|
| 1 | 入会金(入学時のみ) | | 11,000円(会員1人あたり) |
| 2 | 会費 | 月額 | 400円(会員1人あたり) |
| 3 | 後援費 | 月額 | 750円(生徒1人あたり) |
| 4 | 普通教室空調設備費 | 月額 | 500~600円(生徒1人あたり) |

普通教室空調設備会計予算の空調費については、当該年度のPTA総会での議決前に、総会での提案額を暫定的に徴収できるものとする。各年度における空調費の額については予備費水準を維持する範囲で増減する。

(平成18年4月から平成28年3月まで)

【付 表】 竹園高等学校 P T A 慶弔規定

		結 婚	出 生	病 気 見 舞	死 亡 弔 慰 金	災 害 見 舞	
T 側	会 員	10,000 円	5,000 円	約2週間 5,000円 長期 会議による	50,000円 花輪 1基	そ の 都 度 審 議 す る	
	配 偶 者				20,000円 花輪 1基		
	両 親				10,000円 花輪 1基		
	子 女				10,000円		
P 側	会 員				20,000円		
	生 徒			約2週間 5,000円	20,000円 花輪 1基		
そ の 他		そ の 都 度 審 議 す る					

【別表】 支部PTA地域区分

No	支部名	地 域
1	桜	つくば市(桜中通学区)
2	竹園	つくば市(竹園東中通学区)
3	吾妻	つくば市(吾妻中通学区)
4	並木	つくば市(並木中通学区)
5	手代木	つくば市(手代木中通学区)
6	谷田部東	つくば市(谷田部東中通学区)
7	新治・筑波・真壁	土浦市(旧新治村)・つくば市(筑波東中・筑波西中通学区)・桜川市・筑西市
8	大豊・高山	つくば市(大穂中・豊里中・高山中通学区)・常総市(旧石下町)・下妻市
9	荃崎	つくば市(高崎中・荃崎中通学区)・つくばみらい市(旧伊奈町)
10	牛久	牛久市
11	谷田部	つくば市(谷田部中通学区)・つくばみらい市(旧谷和原村) 常総市(旧水海道市)・坂東市
12	石岡	石岡市・小美玉市・笠間市・行方市・その他石岡以北市町村
13	取手	取手市(取手市・旧藤代町)・龍ヶ崎市・千葉県等
14	守谷	守谷市
15	土浦北	土浦市(一中・二中・五中・都和中通学区)・かすみがうら市
16	土浦南	土浦市(三中・四中・六中通学区)
17	阿見	阿見町・美浦村・稲敷市(旧江戸崎町等)等